

答 申

諮詢第144号

第1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった別紙に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について、「作成又は取得していない」として行った非開示決定は、本来、存否応答拒否により非開示決定をすべきであったが、結論において取り消す必要までは認められない。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、平成26年11月17日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対しては、「作成又は取得していないため」との理由で対象公文書を保有していないとする非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成26年12月2日付け技第992号で異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成26年12月6日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）による改正前の行政不服審査法第4条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立ての内容要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、異議申立人には本件事実関係について「知る権利」があるので、包み隠さず開示すべきである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

なお、異議申立人は、審査会における説明及び意見の陳述を行

わなかつた。

- (1) 本件のように実際はある情報に対して、「作成又は取得していないため」として非開示とし、市民が必要とする情報を隠すことがまかり通れば、職権乱用を誘発し、和歌山県の職員の利益ばかりを優先し、単なる市民を弾圧するだけの行政となる。
- (2) 異議申立て人を被害者とする犯罪被害を伴う違反発覚後、1年以上経過するが、「行政指導は行っています。」とするも、未だ何一つ是正が為されていない。残さなければならぬ記録も残さず、「不存在非開示」とするが、残さなければならぬ情報を故意に作成せず、情報公開を回避することがまかり通れば、必要とする情報を得ることができなくなり、情報公開 자체無意味となる。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書及び異議申立てに対する理由説明書、並びに審査会における説明及び意見の陳述並びに審査会へ提出した資料によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

本件開示請求の内容は別紙のとおりであり、本件開示請求の対象公文書(以下「本件対象公文書」という。)は、「実施機関が県警・検察に対して特定の業者に係る事実関係を説明した内容が分かる情報」であると特定し、本件対象公文書は存在しないため、実施機関は、「作成又は取得していない」として、非開示決定を行った。

しかしながら、現時点を考えると、本件対象公文書は、特定の業者についての県警・検察からの照会内容であり、その情報の存否を明らかにした場合、その業者が何らかの不法行為を行ったのではないかとの憶測を呼び、その業者の社会的信用を低下させ、注文者や取引先等との関係を悪化させるなど、事業活動に支障をきたし、その業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。本件開示請求については、「開示請求に係る公

文書が存在しているか否かを答えること自体が、条例第7条第3号アにより非開示とすべき情報を開示することとなるため。」との理由で、条例第10条に基づく非開示決定を行うことを、検討すべきであった。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

2 本件対象公文書について

本件開示請求の内容は別紙のとおりであり、本件対象公文書は、異議申立人が建設業法等違反であると記載する特定の業者について実施機関が県警・検察に対して事実関係を説明した内容が分かる公文書であり、県警・検察と実施機関との間で特定の業者についての照会等のやり取りがあったことを前提とする公文書であると認められる。

3 本件処分について

条例第10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

特定の業者についての県警・検察からの照会等に関する情報を公にすると、当該業者が何らかの不法行為を行ったのではないか

との憶測を呼び、当該業者の社会的信用を低下させ、取引先との関係が悪化することが予想されるなど、当該業者の事業活動に支障を及ぼし、当該業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれは否定できないものと認められ、本件開示請求に係る情報は、条例第7条第3号アに該当すると判断する。

また、特定の業者についての県警・検察からの照会等に関する情報の存否を答えることは、特定の業者について県警・検察からの照会等があったという事実の有無を答える結果となり、非開示として保護すべき情報を開示することと同様の結果が生じることになることから、実施機関は、県警・検察から特定の業者についての照会等があったことを前提とする本件開示請求に対し、条例第10条の規定に基づき、当該公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定を本来すべきであった。

これに対して、実施機関は、本件対象公文書を「作成又は取得していないため」との理由により非開示決定を行っているが、迅速な最終決定に資するとの観点からは、改めて存否応答拒否により非開示決定をするまでもないと思料され、実施機関の行った本件処分は、結論として取り消す必要までは認められない。

4 結論

以上の理由により、冒頭のとおり判断する。

第6 答申に至る経過

年 月 日	審査の経過
平成26年12月17日	○ 諒問（実施機関）
平成27年1月9日	○ 実施機関からの理由説明書を受理
平成27年1月22日	○ 異議申立人からの意見書を受理

平成28年10月3日	○審議
平成28年10月6日	○実施機関からの説明資料を受理
平成28年10月18日	○審議
平成28年11月29日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成29年1月24日	○審議
平成29年3月16日	○審議
平成29年5月22日	○審議

【別紙】

本件開示請求の内容

請求日	請求内 容
平成26年11月17日	和歌山県東牟婁郡○○○○○○○の建設業者である○○○○○○○○○○○が同地内で行った一現場・一連の、一定期間に、継続的に行われた500万円を超える管工事の建設業法第3条及び第19条違反と、無認可で浄化槽を設置した浄化槽法第21条違反について、和歌山県技術調査課が県警・検察に対して事実関係について説明した内容が分かる情報。(お互いのやり取りが分かる全ての情報)